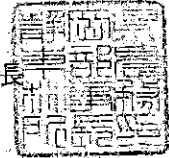


A4-372

東農治第87号

平成20年7月8日

静岡県東部農林事務所長



林地開発行為の許可について（通知）

このことについて、別紙のとおり許可したので送付します。

なお、事業を実施するにあたり、近隣町内会や自治会等と継続的な協議や融和を図られるよう最大限の努力を払うよう努めてください。

担当 東部農林事務所 治山課

電話 055-920-2173




静岡県知事 石川 嘉延



林地開発行為について (許可)

平成 20 年 5 月 30 日付けで申請のあった開発行為については、森林法 (昭和 26 年法律 249 号) 第 10 条の 2 の規定に基づき下記により許可します。

記

- 1 開発行為にかかる森林の所在場所 熱海市伊豆山字嶽ヶ  外 1 筆
- 2 開発行為にかかる森林の面積 1. 9384ha
- 3 開発行為の目的 住宅団地の造成
- 4 許可の条件 別記林地開発許可条件による
- 5 教示

(1) 異議申立て

この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、静岡県知事に対してすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、静岡県を被告 (訴訟においては静岡県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとできなくなります。) なお、上記 (1) の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記 (1) に変えて、処分の通知を受けた日から 60 日以内に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭和 25 年法律第 292 号) 第 25 条第 1 項の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第 50 条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

担当 東部農林事務所 治山課

電話 055-920-2173

(別記)

林地開発許可条件

- 1 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
- 2 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 3 防災工事を先行し、施行区域外へ土砂が流出しないよう十分配慮して工事を実施すること。
- 4 開発行為の途中において災害等が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。
- 5 県の職員が、開発行為の施行状況に関する調査及び施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 6 事業の着手・完了・変更・中止・廃止・地位の承継・進ちょく状況報告等の際には、森林法施行細則（平成12年静岡県規則第45号）に基づく手続きを行うこと。
- 7 残置森林等の維持管理を適切に行うこと。